

竹島の領土権確立・北方領土返還！ — 国際法に照らしても、われらの領土 —

日本の領土なのに行けない島『竹島』

日本海に浮かぶ竹島は、隠岐諸島の北西約158キロ、現在は島根県隠岐の島町に属しています。高さ157メートルの西島と、それよりやや低い東島、数十の岩礁からなり、総面積は23万平方メートルで、東京ドームの約5倍の広さがあります。韓国では独島（トクト）と呼ばれています。

飲料水が乏しく、居住条件は厳しいものの、周辺一帯は南からの対馬暖流と、北からのリマン寒流の接点になっており、魚介藻類の種類、数量ともに豊富で好漁場として知られています。



我が国固有の領土『竹島の歴史』

歴史上、「竹島」が日本領であることは疑いありません。根拠の1つは、1905年2月22日、当時の島根県の松永武吉知事名で発せられた「県告示第40号」という、重要な手続きに求めることができます。

「北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」

この告示は、約1カ月前の明治政府の閣議決定を踏まえて行われています。閣議決定前に他国が占領した形跡がない上、隠岐島の漁業会社がアシカ漁のために構えた小屋が、占領の事実にあたると確認、竹島が国際法上の「無主先占」の地であると判断しています。さらに、戦後処理として1952年に発効したサンフランシスコ講和条約でも、あらためて日本領土と確定しています。



産業経済新聞社提供

『北方領土』とは？

北方領土とは、北海道根室半島に近い①歯舞諸島②色丹島③国後島④択捉島の4つの島のことで、歯舞諸島は本土からわずか3.7kmに位置しています。周辺海域は日本海流と千島海流が交わって豊かな水産資源に恵まれ、世界的な大漁場に数えられています。また、国後、択捉島の開けた原野には森林資源も豊富です。

『北方領土の歴史』

江戸時代の初め、1605年松前藩が北方領土を統括して以来、日本国民が父祖伝来の地として受け継いできました。その後、ロシアの南下政策によってロシアの領土問題が発生しましたが、1855年(安政元年)日露通好条約が結ばれ択捉以南の領土は日本の領土となりました。その後、日露戦争で領土問題が発生しましたが、北方4島は一環して日本の領土で外国の領土となったことは一度もありません。しかし、第2次世界大戦の末期の1945年8月8日ソ連は日本に宣戦を布告し、次々に領土を占領し現在に至っています。

『北方領土問題』の解決

北方領土は、21世紀を迎えた今日もなお、ロシア連邦に不法に占拠されていることは誠に遺憾であり、この問題を解決して平和条約を締結し、両国の国民の間に真の相互理解を深め、安定的な関係を確立することが大切です。

私たちは、このような情勢を踏まえ、私たち一人ひとりが北方領土問題を正しく理解し、更に粘り強く北方領土返還要求運動を推進し、領土返還を求める国民世論を盛り上げ、国民の声としてロシア国民に伝えることが必要です。また、日本政府には、ロシア連邦との外交交渉を粘り強く継続し、一日も早く平和条約を結び、真の友好関係と恒久平和を確立するよう強く求めていきましょう。

